

【カリキュラムの構成と履修方法】

子ども支援学科における専門教育科目の構成とその履修方法は、次のとおり。

科目区分	卒業要件	
学部コア科目	3科目 6単位必修	
基幹科目	2単位必修 30単位選択必修	
展開科目	I類（子ども文化・環境）	4単位選択必修
	II類（健康・発達）	4単位選択必修
	III類（地域・福祉）	4単位選択必修
演習・実習科目	4科目 9単位必修	
関連科目		
合計	74単位以上	

※1 卒業するためには、専門教育科目から74単位以上を修得しなければならない。なお、教育実習・保育実習に関する科目及び教育インターンシップは、要卒単位に含まれない。

※2 開講科目及び卒業要件の詳細は、P32・33のカリキュラム表を参照のこと。

※3 卒業論文の詳細は、P34・35を参照のこと。

※4 教育実習・保育実習は選択制。2年次の履修登録時に、履修登録を行うこと。

※5 教職・資格課程の詳細は、第5章「教職課程」・第6章「資格課程」をそれぞれ参照のこと。

【社会福祉主事(子ども支援学科のみ対象)】

人間開発学部子ども支援学科では、指定された科目の単位を修得することにより、社会福祉主事(任用資格)を取得することができる。

社会福祉主事【厚生労働省】

社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格(任用資格)で、社会福祉施設職員等の資格に準用されている。

社会福祉主事の職務としては、社会福祉各法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うものであり、福祉事務所では必置義務(福祉事務所のない町村には任意設置)となっている。社会福祉主事任用資格の必要な職種としては、行政の福祉事務所では現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、家庭相談員、母子相談員。同じく各種相談所では知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、児童福祉司。社会福祉施設においては施設長、生活指導員等となっている。

子ども支援学科の学生は、指定された科目の単位を修得することによって、公務員が特定の業務に任用される時に必要となる任用資格を得ることができる。